

第5回

埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成23年5月27日（金）

14:00～15:50

マロウドイン熊谷

1. 開会宣言（事務局より）

2. 会長選出

前会長の上岡支局長が異動のため不在となったことから、あらたに選出する必要がある旨説明し、事務局から新会長について提案することで承認を得たうえ、鈴木支局長を提案し諮ったところ、異議なく承認された。

3. 議事

(1) 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（改正案）について

事務局より資料1に基づき地域計画（改正案）について、改正部分を説明し、委員に意見等を求めたが、特段の意見もなく承認について諮ったところ、異議なく承認された。

(2) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進について

事務局から資料2及び資料3について説明を行い、委員より意見等をいただくよう議事を進行。以下のとおり意見が出された。

〔主な意見〕

【飯田委員】

- ・資料2の13ページについて、私たち消費者はプロの運転手は事故を起こさないと思っているため、資料にある人身事故の件数は多いように感じる。これはどういう状況で起こった事故なのか。

【事務局】

- ・タクシー協会として特段の分析はしていないが、交差点での確認ミスや追突など、一般車と変わらない状況の事故ではないか。

【峯委員（長野代理）】

- ・埼玉県内にはかなりの数のタクシーがある。県内のタクシー車両の割合から考えればこの程度の事故件数になるのではないかと。内容としても、タクシーが原因で事故になったのか、他の車が原因で事故になったのかはわからない。

【事務局】

- ・資料2. 13ページの左上に県北交通圏と書かれているが、このデータは埼玉県全体の数値である。

【鈴木委員】

- ・一昨年度は死亡事故がなかったが、昨年度は残念ながら起きてしまった。私ども運輸局としては、運転、交通安全に関する指導教育について更に取り組んでいかなければならないと考えている。

【森委員】

- ・タクシー業界としては、特措法の趣旨、目的がどこにあるのかを十分に考え進めているところ。長い間の需要の減少、経済の低迷は、大きく我々の業界に反映される。現在の供給過剰状態を解消して、そこに働く乗務員の待遇の改善、地位の向上、経営者の事業基盤を強化することが目的であって、いかに適正車両数に近づけていくかというところである。
- ・乗務員の年齢構成が高いということが大きな課題となっている。平均年齢58歳、一般の企業であれば間もなく定年という年齢が、我々の業界の中では平均。現在の乗務員の雇用不安を避けなければならない事は事業者も十分承知しているが、同時に、年々高齢化する乗務員で、利用者の一番身近にある公共交通機関として、信頼される安心安全なタクシーとしての機能を果たしているのかということも、考えなければならない。これらを平行しながら削減して、需要に見合う供給にできるだけ近づけるために現在取り組んでいるところである。
- ・東京ではかなりの削減率となっているようだが、地方と東京では事業形態や経営状況も異なるため全国一律や大都市と同じようには考えられない。地方は地方としての、お客さんに密着した公共的なタクシーとして、どの程度の供給が必要かということを実際に考えなければならない。まだまだ削減率が低い状況だが、現在の状況の中でもう少し供給過剰状態の解消をすすめ、そこから健全なタクシー業界に進んでいくよう努力したいと思っているので、皆様方にはご指導願いたい。

【新井委員】

- ・平成22年3月、合理化をするために合併をおこなった。特定事業計画の無線のデジタル化をすすめて、平成22年8月に無線工事の完了とともに、受け入れ・配車を一本化した。この間、減休車を行い20パーセントの減休車を達成した。その結果、平成23年の2月までのデータで、日車営収あたりで718円の増収となり、1乗務員あたり1ヶ月14430円の増収となった。乗務員への直接の還元率が50.7パーセントとなるため、7316円が乗務員給与のベースアップになっている。その後、特定事業計画の申請はしなかったが、防犯カメラの設置をおこなっている。今年の決算について経理と話をしたところ、合併した関係で相対の経費でも4パーセントほど減少している、今後、合併あるいはデジタル化による無線、配車の一本化といったものを含めるとさらに改善がみられるのではないかと考えている。新たな事業の掘り起こしについては、我々だけではなかなかできないので、今日来ていただいている行政の方々にもご協力をいただき、タクシーの活性化に対して、ご協力いただければと考えている。

【森委員】

- ・5月11日付けで「寄居町高齢者福祉タクシー券助成事業に係る協定の締結について」

という書類をいただいた。今までの福祉タクシー券に加え、新たに寄居町の高齢者専用の福祉タクシー券を発行するというもので、実施は8月31日頃だと思うが、これに対しては協定書に判を押して返送してある。

今日お越しの自治体で、障害者割引と同じように高齢者への割引等の要請があれば我々は可能な限り応じようと思っている。そのような形でできるだけ多くの方がタクシーを利用するきっかけをつくっていただければ、これも大きな活性化につながるのではないか。他の自治体・市町村におきましても、寄居町のように高齢者に対する制度をつくっていただければ我々は協力しますので、ご指導・ご支援をいただきたい。

(今後の進め方として事務局から口頭により次のように提案があった。)

【事務局】

- ・本日は、事業者の適正化・活性化策の取組状況について説明し、皆様からご意見をいただきました。今後の進め方としての資料は示しておりませんが、本地域協議会で策定された地域計画の確実な実施を図るため、適正化の進め方として①労働条件の改善に向け、地域計画に基づく適正と考えられる車両数を目標にさらに取組を進めていく。②取組を進めるに当たり、行政として事業者の経営状況の調査、ヒアリング等を実施し行政の立場から支援していく。ことが必要と考えます。
- ・活性化につきましても、認定を受けた特定事業はほぼ完了していますが、さらなる取組として、たとえば高齢者等へのサービスをどのように構築していくのか。また、利用者の声をどのように集約し事業に反映させていくのか、環境に配慮した取組を利用者にどのようにPRしていくべきか、等を業界が中心となり検討いただくとともに、タクシー事業者の経営行動に影響を与える関係者の協力が不可欠であることから、関係者については引き続きご協力をお願いしたいと考えます。

【森委員】

- ・協会としても、特措法をすすめるにあたって各事業者の理解を得るために日夜努力をしているところ、特措法の趣旨・目的は労働条件の改善と、事業者の経営基盤の強化をして、お客さんに利用していただける地域の公共交通機関として、特に大量輸送機関である電車やバス、終電や終バスの後も、きめ細かくタクシーはそれを補完しています。我々も安心して運行を遂行できるようにするには、そこに働く乗務員の地位の向上、待遇改善がなければ、なかなか達成はできないため、現在の事業再構築が進められている。
- ・先ほど新井委員から報告があったように、事業再構築の減車・休車をした結果の効率の良さがプラスに出てくることは間違いないわけで、私どもとしても、前年対比ということになると減車・休車しても相対的な実績は前と同じような結果が出る、当然減車した分だけの車両数にはプラスが出てくる、日車営収でプラスが出てくるということは、当然そこで働く乗務員の運送収入もプラスになる、歩合制がありますから当然そこには給与面においても、反映されていくという結果がでる。これは私ども精査していても実際それは出ている、それを協会から事業者へもこれからもわずかだが説明しながら、事業の再構築をすすめていきたいと考えている。地方の事業者の場合には、小規模事業者あるいは一定の規模の事業者がおりますので、行政にはきめ細かな対応をお願いして、で

きる範囲内の協力、そして理解を得たいというのが現状です。当然、先ほど会長がふれたように、特措法成立時の衆参の附帯決議がございまして、事業の再構築、当然減車・休車に参加できない事業者、あるいは少ない事業者に対しては、事業の経営状況を把握し適切な指導をするようにということが含まれており、現在それをどのように進めていくかという段階になっている。それは大都市あるいは地方都市としての地域の実情をよく当局には理解していただき、地方は地方としてのすすめ方でやっていきたいというのが、私の、協会役員の考えです。そういう形で推進していけば、必ず各事業者に地域計画、地域協議会で色々協議したものが、ここで結果的にいいものが出てきたと、そういう形になると確信しています。これからもいろいろな皆様方のご指導をいただいて、よりよいタクシー業界、そして地域の自治体にも、タクシーが信頼されるようにしていきたいと思っている。これからも皆様方にご指導いただくことが多々あるかと思いますが、どうぞご理解とご指導をいただければと思います。

(3) これまでの意見、事務局からの提案を踏まえ、会長からとりまとめとして次のように発言。

【鈴木会長】

- ・今後のすすめ方として、協議会関係者が適正化・活性化に向けた取り組みをさらにすすめることとし、支局としても、事業者の経営状況の調査、ヒアリング等の実施により、公平性に配慮しつつ、さらなる推進に向けた支援をしていくことが、地域計画の目標である労働条件の改善、利用者の利便向上等の達成につながるものと考えます。
- ・また、これらの取り組みにおいては、震災の状況を踏まえつつすすめていくことが望ましいと考えます。次回協議会では地域計画に定められた目標達成のための各関係者の取り組みに対しての検証、評価を行うこととしたいと考えています。

【事務局】

- ・次回協議会について、開催時期は未定だが23年度内に開催する予定。

4. 配付資料

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（改正案）

資料2 特定地域におけるタクシー事業の適性化及び活性化の推進について

資料3 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

参考資料1 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

参考資料2 新聞記事

参考資料3 特別措置法案に対する附帯決議（衆議院・参議院）

参考資料4 第6回東京都特別区・武三交通圏及び第5回東京都多摩地区交通圏タクシー特定地域協議会合同会議資料（抜粋）

以上